

# 資料編

---

---

資料1 計画の策定経過

資料2 熊取町の概要

1. 概況
2. 人口の動態・分布
3. 産業構造

資料3 用語の解説



## 資料1 計画の策定経過

### (1) 策定経過

本計画は、平成24年12月19日に廃棄物減量等推進審議会に対して「第2期一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化に関する事項について」諮問を行い、平成25年5月28日に受けた答申を踏まえ策定しました。

### (2) 熊取町廃棄物減量等推進審議会での検討経過

#### ① 審議会開催状況

	開催日程	内容等
第1回	平成24年12月19日(水) 14:00～16:00	①役員選出 ②町長から会長への諮問「第2期一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化に関する事項について」 ③一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物減量等施策の実施状況について
第2回	平成25年2月1日(金) 10:00～12:00	①廃棄物減量等施策に係る課題の抽出及び整理について
第3回	平成25年3月1日(金) 10:00～12:00	①廃棄物減量等施策に係る課題の抽出及び整理について
第4回	平成25年4月26日(金) 13:30～16:00	①廃棄物減量等施策に係る課題の抽出及び整理について
第5回	平成25年5月28日(火) 15:00～16:30	①「第2期一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化に関する事項について(答申)(案)」について ②会長から町長への答申

② 審議会委員名簿

平成 24 年 12 月 19 日現在（敬称略）

区分	所属・役職名	氏名	備考
第一号委員	京都大学原子炉実験所 教授	小山 昭夫	会長
	関西医療大学 名誉教授	木村 通郎	
第二号委員	区長会会長	阪上 兼美	副会長
	婦人会会長	近藤 博子	
	はまゆう倶楽部 副代表	石飛 啓子	
	廃棄物減量等推進員（朝代区）	田中 あゆみ	
	廃棄物減量等推進員（大久保区）	坂上 隆彦	
	廃棄物減量等推進員（希望が丘区）	白土 泰男	
	公募委員	三島 眞紀子	
	公募委員	大村 尚子	
第三号委員	町議会議長	鈴木 実	
	町議会事業厚生常任委員会委員長	矢野 正憲	
第四号委員	副町長	清水 正弘	
第五号委員	農業委員会会長	西川 静雄	
	住友電工ファインポリマー株式会社 業務部 安全・環境グループ 統括	宮本 昌宏	

**諮問書**

24熊環第 2553 号  
平成24年12月19日

熊取町廃棄物減量等推進審議会  
会長 小山 昭夫 様

熊取町長 中西 誠

第2期一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化  
に関する事項について（諮問）

廃棄物等の発生を抑制するとともに、排出された資源物の再利用をより一層促進し、環境負荷への低減を図る循環型社会の実現が強く求められる中、本町では平成15年12月に一般廃棄物処理基本計画（平成25年度目標年次）を策定し、住民、事業者及び行政が各々担うべき役割や責任について相互に理解を深め、連携しながら、ごみの減量化や資源の有効活用に積極的かつ着実に取り組んできたところです。

つきましては、第2期一般廃棄物処理基本計画（平成35年度目標年次）を来年度に策定するにあたり、ごみの排出抑制・再資源化に関する事項について、廃棄物の減量化及び適正処理条例第17条第2項の規定に基づき、貴審議会へ諮問いたします。

## 答申書

平成25年5月28日

熊取町長  
中西 誠 様

熊取町廃棄物減量等推進審議会  
会長 小山 昭 夫

第2期一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化  
に関する事項について（答申）

平成24年12月19日付、24熊環第2553号にて諮問のあった「第2期一般廃棄物処理基本  
計画の策定に係るごみの排出抑制・再資源化に関する事項」について下記のとおり答申する。

### 記

#### 1. はじめに

本答申は、熊取町において第2期一般廃棄物処理基本計画（以下、「第2期基本計画」という。）を平成25年度に策定するにあたり、町長から当計画のうちごみの排出抑制・再資源化に関する事項についての諮問があったことを受けて、当審議会において、次項の「現基本計画期間における本町の取り組みと現状」を踏まえたうえで、第3項以降に第2期基本計画に反映すべき事項とその考え方等を示すものである。

については、当審議会において種々のご意見を賜り、慎重に審議した結果であるので、第2期基本計画の策定にあたり、これを十分に尊重されたい。

#### 2. 現基本計画期間における取り組みと現状

現基本計画期間に実施した主な取り組みと現状については、前審議会の各答申に照らし、当該答申の別に以下のとおり整理した。

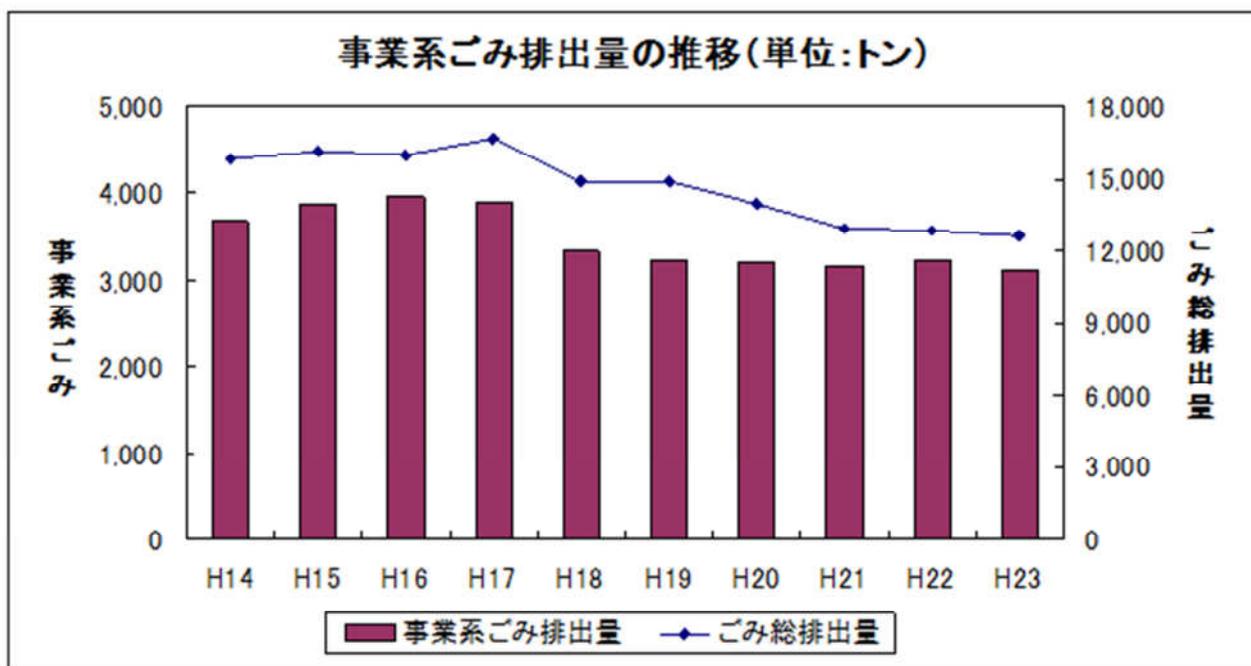
（1）「事業系ごみの減量化・再資源化の促進について」（平成16年11月答申）に基づく取り組み

この答申に基づく主な取り組みについて、1つ目として、「多量排出事業者に対する減量化等指導」（平成18年4月から実施）がある。事業系ごみの減量化・再資源化を図るためには、排出者である事業者自身の意識を高めることが重要であるとの視点から、対象となる事業者には減量計画書の作成と廃棄物管理者の選任を求めるものであり、平成24年度においては7事業者が多量排出業者に該当している。

2つ目として「一般廃棄物再生利用業者の個別指定制度の導入」（平成24年4月から実施）がある。再生利用（再生輸送又は再生活用）されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集・運搬及び処分（本町では「魚あら」と「剪定枝」）について指定を行うものであるが、平成24年4月に「魚あら」の再生輸送について2事業者を、平成25年3月に「剪定枝」の再生活用について1事業者を指定した。

以上、事業系ごみ排出量については、これらの取り組み等により、平成16年度をピークに減少傾向となっているがここ数年では横ばいの状況であり、ごみ総排出量が引き続き減少傾向にあるものの、今後も継続的な取り組みが必要であると思われる。

### 【事業系ごみ排出量の推移】



### (2) 「粗大ごみの排出抑制の促進について」（平成17年6月答申）に基づく取り組み

この答申に基づく主な取り組みについて、1つ目として、粗大・不燃ごみの有料化（平成19年10月実施）がある。月2回定期の無料ステーション方式から、電話申込みによる有料戸別収集方式に変更したもので、経済的インセンティブを活用することにより、個人のごみ排出量に応じた負担の公平を図ることや意識改革につながる有効な手段として導入している。混乱なく制度が定着するよう段階的に導入を進めたもので、平成18年4月に電話申込み制を手数料無料として開始したあと、平成19年10月に手数料有料とした。また、平成22年10月には、粗大ごみ指定袋制を

導入し、粗大・不燃ごみのうち小物については予め町内の取扱所で購入したごみ袋（20ℓ又は45ℓ）で各家庭の自宅前にごみ出しできるものとした。一方、平成24年4月には、高齢者世帯等を対象とした排出支援（運び出しサポート）制度を本格実施したほか、平成24年10月からは、インターネットによる粗大ごみの申込受付も開始するなど、利便性向上にも配慮している。

2つ目として、環境センターごみ処理手数料の見直しがある。環境センターへの直接搬入及び許可搬入ごみの減量化を進めるために、環境センターごみ処理手数料を適宜見直していくもので、家庭系、事業系ともに値上げ（平成18年4月、平成19年10月、平成22年10月に実施）を行った。

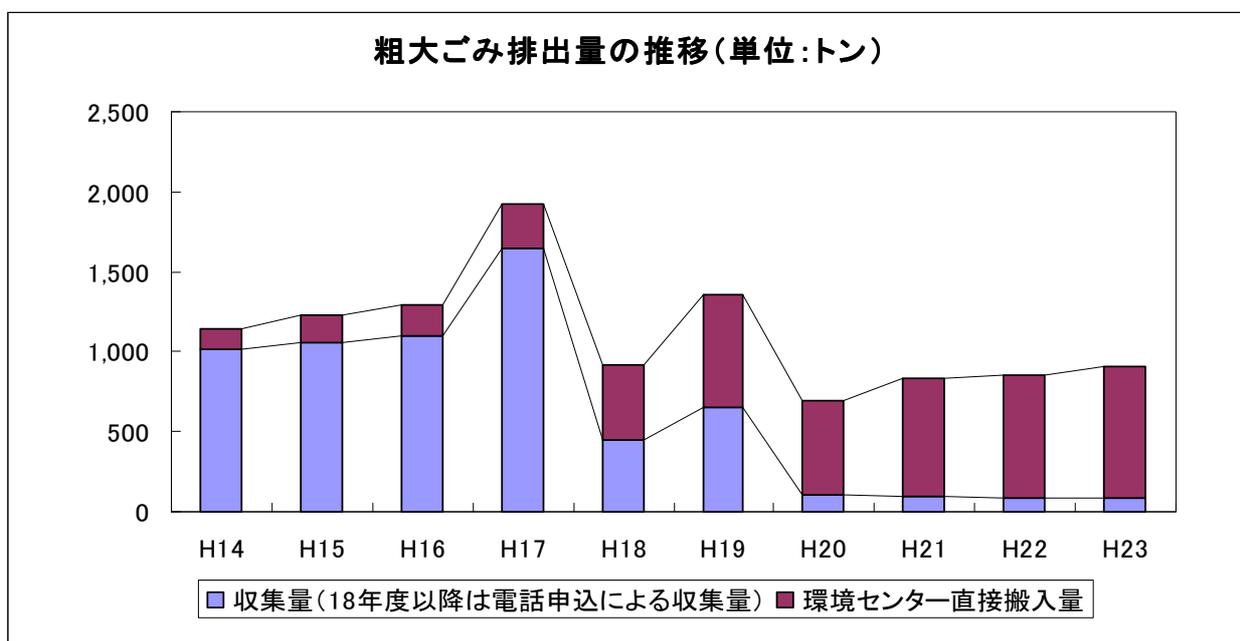
このほか、リサイクル自転車の抽選譲渡（平成18年11月から実施）や粗大ごみリサイクル品提供事業（平成20年9月から実施）などにも取り組んでいる。

以上の結果として、平成17年度から平成19年度にかけて、粗大・不燃ごみの有料化に伴う駆け込み需要が見られたが、その後の電話申込みによる排出量は年間60tに満たない数値で推移している。しかしながらその反面として、環境センターへの直接搬入分が増加傾向となっていることから、総量で考えると、一時的な減少は駆け込み需要による増加のリバウンドと考えられ、今後とも継続して粗大ごみ排出量の低減に取り組む必要がある。

**【粗大ごみ排出実績（家庭系粗大ごみ）】**

年度	電話申込 (18年度以降)		環境センター 直接搬入	その他	合計
	件数(件)	排出量 (トン)	排出量(トン)	排出量 (トン)	排出量 (トン)
平成14年度	—	1,013	125	—	1,138
平成15年度	—	1,062	167	—	1,229
平成16年度	—	1,101	196	—	1,297
平成17年度	—	1,645	275	—	1,920
平成18年度	17,386	448	472	—	920
平成19年度	19,572	601	702	56	1,359
平成20年度	2,242	58	588	47	693
平成21年度	2,141	52	742	44	838
平成22年度	2,143	52	776	30	858
平成23年度	2,113	51	816	36	903

### 【粗大ごみ排出量の推移（家庭系粗大ごみ）】



### (3) 「可燃ごみの排出抑制の促進について」(平成18年12月答申)に基づく取り組み

この答申に基づく主な取り組みについて、1つ目として、昭和48年から継続してきたごみ袋無料配布制度の廃止(平成19年4月に実施)を行ったのち、2つ目として、可燃ごみの有料化(平成21年4月から実施)を開始している。町内の指定取扱所で予め購入した町指定袋に可燃ごみを入れてごみを出すもので、個人のごみ排出量に応じた負担の公平化により、排出量の削減を目指したものである。

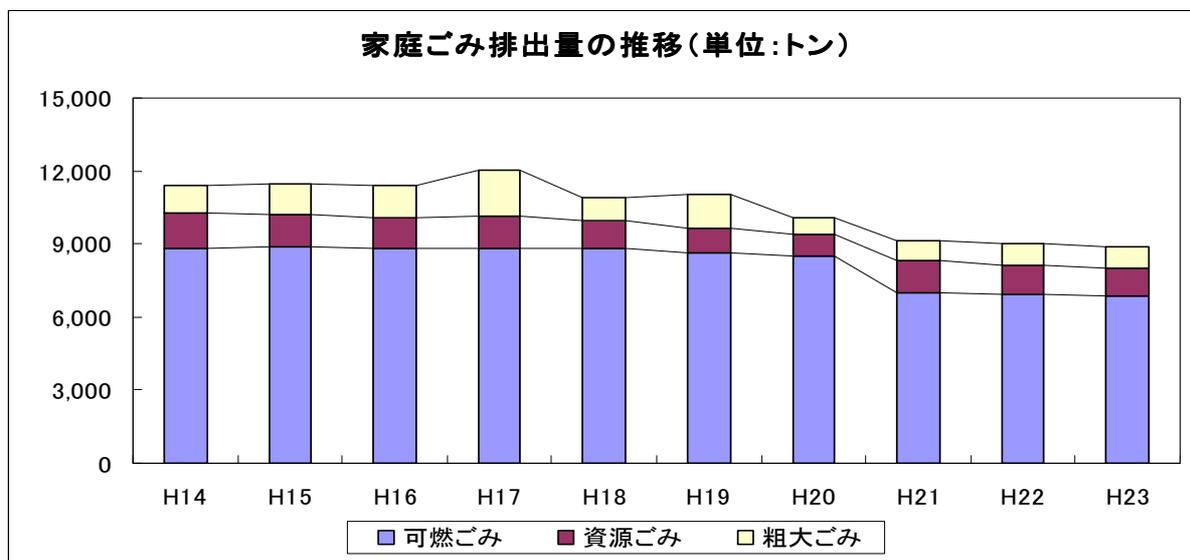
その結果として、平成21年度以降、可燃ごみの排出量は減少してきており、その一部分は資源ごみとして有効活用されているものとみられ、粗大ごみを含めた全体として減少傾向となっている。

### 【家庭ごみ排出量実績】

(トン)

年度	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成14年度	8,815	1,460	1,138	11,413
平成15年度	8,861	1,376	1,229	11,466
平成16年度	8,845	1,234	1,297	11,376
平成17年度	8,823	1,325	1,920	12,068
平成18年度	8,818	1,148	920	10,886
平成19年度	8,663	1,010	1,359	11,032
平成20年度	8,484	900	693	10,077
平成21年度	7,006	1,293	838	9,137
平成22年度	6,911	1,235	858	9,004
平成23年度	6,872	1,128	903	8,903

## 【家庭ごみ排出量の推移】



### (4) 「資源ごみの分別収集の促進について」(平成18年12月答申)に基づく取り組み

この答申に基づく主な取り組みについては、可燃ごみの有料化に併せて実施したプラスチック製容器包装の資源ごみ収集(平成21年4月)がある。これまで可燃ごみとして収集していたプラスチック製容器包装を資源ごみとして収集し、リサイクルしていくこととしたものである。

その結果として、プラスチック製容器包装と可燃ごみの排出量の比較で見ると、平成21年の分別収集開始後は、可燃ごみが減少していることが見受けられる。また、資源ごみの種類毎の排出量実績を見ても、全体として少しずつ排出量が減ってきていることがわかる。また、家庭資源ごみ排出量全体として見ると、平成20年度まで減少傾向が続いたのち、分別収集開始の平成21年度に全体の排出量が増えているが、これは同時に開始した可燃ごみの有料化の影響も加わり、それまで可燃ごみに混入していたプラスチック製容器包装が資源ごみに移行したものであり、平成21年度は前年度に比べて可燃ごみだけでなく家庭ごみ全体の排出量も大きく減少し、その後も家庭ごみ全体の排出量は減少傾向となっている。

### 【家庭資源ごみ排出量実績と可燃ごみ排出量】

(トン)

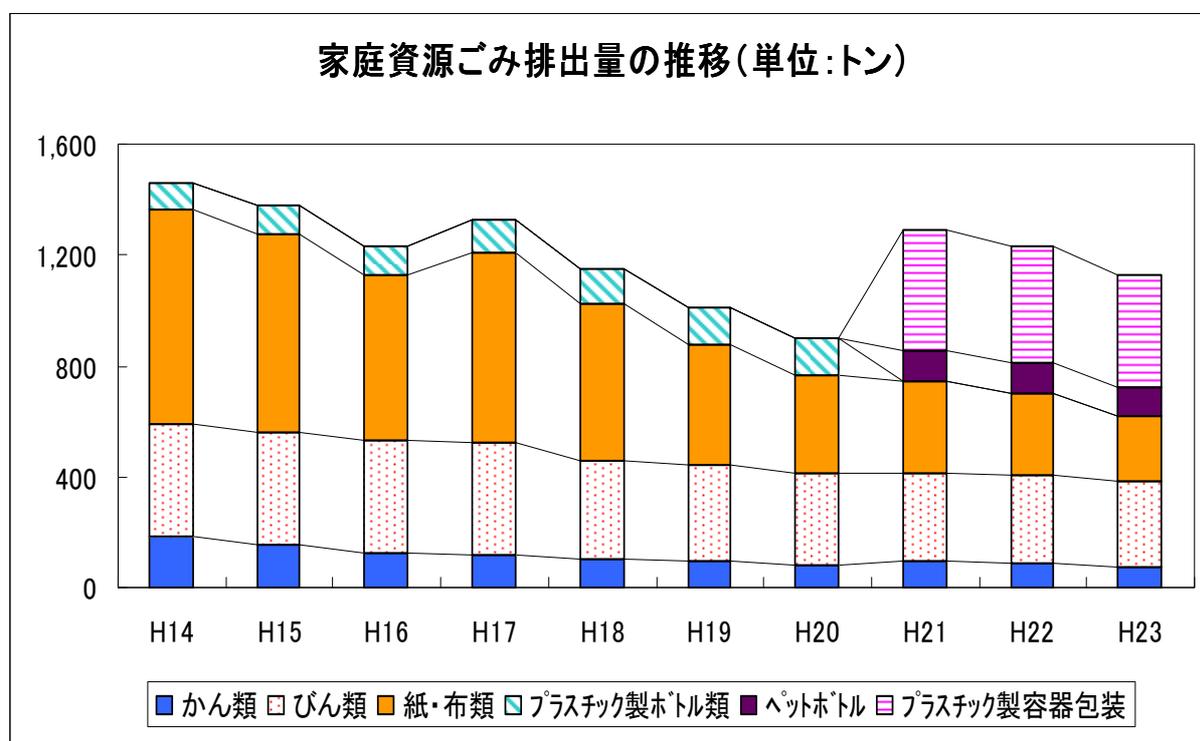
年度	家庭資源ごみ		可燃ごみ	合計
		プラスチック製容器包装		
平成20年度	900	—	8,484	9,384
平成21年度	1,293	441	7,006	8,299
平成22年度	1,235	427	6,911	8,146
平成23年度	1,128	403	6,872	8,000

### 【家庭資源ごみ排出量の推移】

(トン)

年度	かん類	びん類	紙・布類	プラスチック製ボトル類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	合計
平成 14 年度	184	409	771	97	—	—	1,416
平成 15 年度	158	403	715	100	—	—	1,376
平成 16 年度	129	401	596	108	—	—	1,234
平成 17 年度	115	406	688	115	—	—	1,324
平成 18 年度	100	358	565	125	—	—	1,148
平成 19 年度	98	347	435	130	—	—	1,010
平成 20 年度	84	327	354	134	—	—	900
平成 21 年度	93	319	335	—	105	441	1,293
平成 22 年度	89	317	293	—	108	427	1,235
平成 23 年度	74	309	237	—	105	403	1,128

※ 端数処理の関係上、年度毎の「合計」が合致しない場合がある。



※ 21年度からプラスチック製容器包装の分別スタート

- ・ 20年度まで…プラスチック製ボトル類 (発泡トレイ・ペットボトル含む)
- ・ 21年度から…プラスチック製容器包装 (ペットボトル含まない)

### (5) 「不法投棄対策について」(平成19年3月答申)に基づく取り組み

この答申に基づき実施した主な取り組みについては、1つ目としては、不法投棄パトロールがある。年2回の一斉パトロールの実施に加え、監視カメラやダミーカメラの設置を行うほか、日常のパトロールや一斉パトロールを行っているほか、アナログ放送終了に伴うアナログテレビの不法投棄増加を未然に防ぐことを目的として、大阪府のグリーンニューディール基金を活用(100%補助)してのパトロールも実施し、59の重点ポイントを設定して、週4日程度ランダムにパトロールを行った。

2つ目としては、廃棄物減量等推進員(ごみゼロ推進員)の設置(平成20年7月から設置を開始)がある。廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等を地域ぐるみで推進するため、自治会ごとに1~2名設置した。

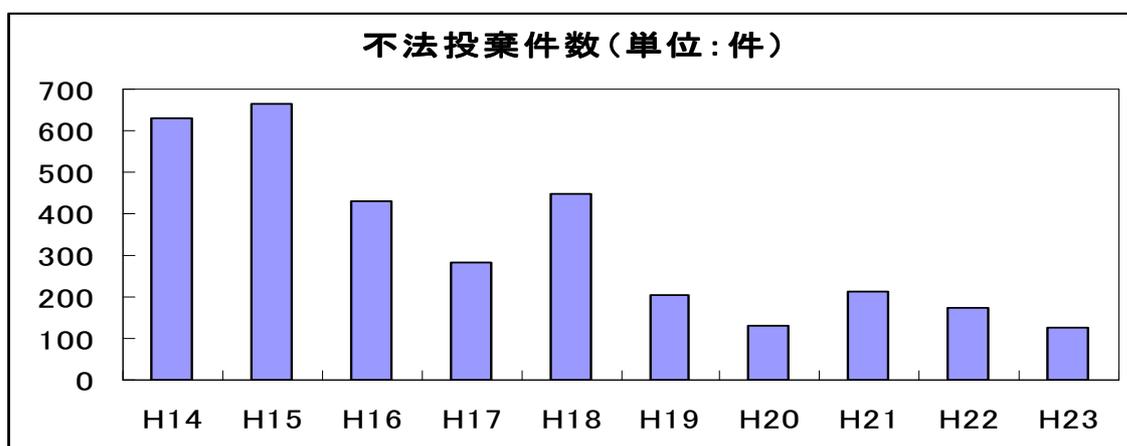
結果として、不法投棄発見件数は全体として減少傾向となっていることがわかる。なお、粗大・不燃ごみの有料化(平成19年10月)に伴い、平成18年度の粗大ごみに係る不法投棄件数が255件と突出しているが、その後は合計件数で見ても全体として減少傾向となっている。ただし、不法投棄対策については今後も粘り強く継続していく必要があると思われる。

#### 【不法投棄発見件数】

年度	可燃	家電	粗大	その他 (缶・びん 等)	適正処理 困難物	合計件数
平成14年度	51	66	35	22	455	629
平成15年度	83	89	165	75	252	664
平成16年度	64	41	141	69	115	430
平成17年度	33	72	89	35	53	282
平成18年度	37	51	255	39	66	448
平成19年度	18	10	141	11	26	206
平成20年度	10	6	84	5	25	130
平成21年度	41	10(※)	137	6	18	212(※)
平成22年度	31	18(※)	97	11	16	173(※)
平成23年度	33	15(※)	60	14	5	127(※)

(※) 大阪府グリーンニューディール基金活用による発見件数を含む(平成21~23年度)。

#### 【不法投棄発見件数の推移】



### 3. 第2期基本計画に反映すべき事項と考え方

#### (1) 町指定可燃ごみ袋の手数料の改定（値上げ）について

本町では、経済的インセンティブに基づく発生抑制の有効な手段として、平成21年4月から指定袋制による可燃ごみの有料化を導入するとともに、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したところであり、この後の家庭ごみ排出量が減少傾向となるなど順調に減量化が進んでいることがわかる。これは、当該有料化を契機とした住民意識の高まりと同時に適正な排出が推進された結果であることから、排出抑制の観点から現状においては手数料を改定（値上げ）する必要性はないといえる。ただし、排出量の明らかなリバウンドが認められた場合においては必ず検討すべき事項であり、今後の排出量の推移を注視しなければならないと考える。

#### (2) 紙製容器包装の分別収集の導入について

紙製容器包装の分別収集の導入によるメリットは、当該資源ごみの分別排出が促進されることにとどまらず、同時に可燃ごみ排出量の減量化につながる大きいといえる。このことは、前述のプラスチック製容器包装の分別収集導入後における本町実績からもよくわかる。その反面、各家庭での分別の手間が増えるほか、収集運搬や選別・保管等に係る新たな処理コストが発生するというデメリットも考えられる。また、当該導入に際しては、適正かつ安定的なリサイクルルートの確立が必須条件となる中、府内で実施の自治体についてはすべて指定法人ルート〔注〕ではないという状況を踏まえつつも、特定事業者〔注〕に対する応分の費用負担確保など、容器包装リサイクル法の趣旨に沿った適正なリサイクルを担保するための整理が必要であると考ええる。

以上のことから、リサイクルルートの十分な調査・研究に基づく処理ルートの確保を前提として、適切な時期に効果的な導入ができるよう、実施に向けて検討されたい。

〔注〕：「特定事業者」とは、容器包装リサイクル法において、「容器」「包装」を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者として、その再商品化（資源化）義務を負う事業者のことをいう。特定事業者が再商品化の義務を果たす方法として、特定事業者自ら、または委託により回収する「自主回収ルート」、指定法人（公益財団法人 日本容器リサイクル協会）に再商品化を委託する「指定法人ルート」、ルート全体について主務大臣の認定を受けて再商品化する「独自ルート」の3つがある。

#### (3) 小型不燃ごみの収集方法について

本町における小型不燃ごみを含めた粗大ごみの収集については、前審議会（平成17年6月28日）の答申や自治会要望も踏まえた中で、平成18年4月から事前電話申込みによる戸別収集方式（無料）による収集を開始した。また、平成19年10月にはごみ処理券による有料化を導入したほか、平成22年10月には指定袋制の導入により小型不燃ごみ排出の利便性にも一定配慮したものとなっている。

このような中、事前電話申込みによらない定期のステーション収集方式を望む声もあると聞くが、現方式の導入後に減量した排出量が現時点では安定的であることに加え、何より事

前電話申込みによる個別収集方式は不当排出の防止に有効な方法であることから、原則的には排出者の自覚と責任を促す現方式により、引き続き排出抑制を進めていくことが望ましいものと考える。

しかしながら、環境センターへの粗大ごみの直接搬入量を見ると、平成23年度現在の数値が現方式導入前の3倍近い数値(約816t)となっており、各家庭での潜在的保有も懸念されることから、既に取り組んでいる「運び出しサポート」「ファックス申込み」「インターネット申込み」等をはじめ、利便性向上に向けた取り組みにも引き続き取り組まれるよう期待する。とりわけ、小型不燃ごみについては、当審議会においても活発に議論が行われたところであり、発生頻度や量が各家庭環境や時期によって異なることから勘案すると、一定量に達するまで各家庭で保有するケースも少なからずあることから、このことがごみの減量化や再資源化に対する住民意識の低下や不法投棄の助長などにつながることはないよう、新たな利便性向上に向けた取り組みについて積極的に検討されたい。

#### (4) 小型家電収集の導入について

レアメタルを中心に有価金属の再資源化促進を目的とした小型家電リサイクル法が平成25年4月1日に施行され、小型家電リサイクル制度の運用が開始された。家電リサイクル法で回収されるもの以外のほぼすべての小型家電品目を対象として、国の認定を受けたリサイクル業者(以下、「認定事業者」いう。)が金属の抽出を行う業者への引き渡しを行うもので、実施は市町村の責務である一方、当該実施の判断は各市町村に委ねられているところであり、現時点において全国で約3割程度の団体が実施の意向を示しているものの、すでに取り組んでいる団体はほとんどない状況である。

このような中、認定事業者は再資源化した金属を換金して費用を賄う構図となっており、例えば携帯電話やデジタルカメラなど有価金属が多く含まれる品目については、携帯電話事業者や家電量販店などが主体的に回収を進める可能性もあることから、結果として市町村が回収する品目は処分経費をほとんど賄えないものとなることも想定されるうえ、本町のように比較的小さな規模の団体は取り扱う量が少なくスケールメリットも見込めないと思われる。さらに、回収時の個人情報保護や盗難防止の点についても解決すべき問題であり、十分な検討もしくは準備を行う必要があると考える。

以上、現在のところ、明確な判断材料に乏しく、実施によるメリット・デメリットを見極める必要があると考えられることから、小型家電収集の導入については国、先進地及び近隣市町村の動きを注視しながら検討を継続していくことが望ましいと考える。

#### (5) 廃棄物減量等推進員の今後の活動について

廃棄物減量等推進員(以下、「推進員」)については、廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等を町と連携しながら地域ぐるみで推進するため、平成20年7月から各自治会に設置しているものであり、平成21年4月の可燃ごみの有料化の導入、プラスチック製容器包装の分別収集の開始及び粗大ごみの指定袋制の導入など制度変革の折には、推進員の尽力により出前講座を設定いただき、有効に地域への周知・啓発を行った経過がある。ま

た、一部の自治会においては、体の不自由な自治会員への「ごみ出しサポート」を開始するなど、推進員を中心とした独自の取り組みも行われていると聞くところである。

しかしながら、全体としては、ごみ出しの立ち番や分別指導をはじめ、不法投棄パトロールなど、地域独自の積極的な取り組みには至っていないようである。これまでも、視察研修や研修会の実施などを町発信で実施してきたところであるが、今後さらに、研修会やワーキングの内容充実や回数検討をはじめ、出前講座の積極的な活用など、推進員同士の情報交換や連携を促すことにより、地域での積極的な活動へのきっかけづくりに工夫して取り組まれない。また、推進員の選任方法については、自治会長からの推薦となっているが、形式的な推薦により限られた期間だけ担当するケースが少なからず見受けられるため、例えば、公募委員枠の設定なども工夫のひとつとして、様々な可能性を含めて検討されたい。

## (6) 不法投棄防止について

これまでの熊取町における不法投棄への取り組みとしては、不法投棄頻発地域への不法投棄監視カメラの設置、町職員による不法投棄パトロール、安全パトロール隊による不法投棄パトロール及び近隣市町との合同による一斉パトロールなどにより、不法投棄現場の速やかな情報収集と対応がなされている。

これらの取り組みにより、ごみ処理券による有料化を導入した平成19年10月以降においても引き続き不法投棄事案は減少傾向にあるものの、先述のとおり環境センターへの平成23年度の粗大ごみの直接搬入量が有料化前の3倍近い数値(約816t)となっており、各家庭での潜在的保有も懸念されることから、引き続きこれらの取り組みを鋭意実施することはもとより、不法投棄を効果的に抑止できるような工夫を凝らした広報PR、さらには警察をはじめとした関係機関との連携を密にし、不法投棄への迅速な対応に努めることが重要であると考えられる。

## (7) 資源ごみの抜き取り防止について

資源ごみの抜き取りは、自治体の収入に損害を与え、本来の収集運搬業者や住民とのトラブル等により全国的に問題となっており、本町も例外でない。そこで条例による規制を行いパトロール等による抑止対策を行っている自治体もある。一方で、各自治会における主体的な地域資源回収への取り組みの中で、排出方法等の工夫により対策を講じている例もある。

このような中、抜き取り対象となる新聞等の資源ごみは、専ら再生利用を目的とする廃棄物であり、収集運搬に許可を必要としないものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されており収集運搬行為自体は、妨げられない。また、自治会の管理する資源ごみの収集場所に排出した資源ごみは、住民が所有権を放棄した「無主物」となり、自治体のごみ置き場を指定していない現状においては、町の代理占有といえないとの主張もある。

しかし、町が本来収集運搬すべき資源ごみが抜き取られている現状は看過できるものではなく、近隣の市町の取り組みを参考にしながら条例による規制やパトロール等の体制づくり、資源ごみの指定袋化の検討等を進められたい。

## (8) 環境教育及び広報啓発・周知の工夫について

環境教育については、これまでも住民を対象とした環境セミナー〔一般編〕や各小学校に出向いての環境セミナー〔小学校編〕のほか、ごみ処理施設の見学会や環境展を開催するなど学習機会を提供されているところである。また、町広報紙や町ホームページを中心とした方法により、必要な情報の広報啓発・周知に努められているが、今後益々これらを含めた環境教育及び広報啓発・周知の重要性が増すことは言うまでもなく、その内容と方法において更なる工夫に取り組まれることが求められる。

まず、その内容としては、住民の自発的な行動につながる“気づき”を与えるものでなければならないと考える。一般的に視察研修や環境セミナーなどでは、実際の分別作業やシュミレーションなど体感することにより比較的“気づき”を導きやすいが、町広報紙や町ホームページなど紙面等での啓発・周知においては、住民一人あたりの処理費用や可燃ごみ一袋あたりの処理費用など住民一人ひとりのコスト意識の醸成につながる情報をはじめ、その他知りたい情報をわかりやすく継続的に発信していくことにより、住民の“気づき”につなげていくことが大切である。

また、その方法としては、自治会掲示板や回覧板の活用はもとより、とくに伝えたいこと、啓発したい内容については、例えば「年末年始のごみ収集チラシ」など住民が見る機会が多いものに併せて掲載するなど、様々な工夫に期待したい。

## 4. おわりに（総括）

当審議会においては、平成24年12月19日の町長からの諮問以来、5回にわたり審議会を開催し、各委員からは忌憚のない意見に基づき闊達な審議をいただいた。

現基本計画期間においては、2項の「現基本計画期間における本町の取り組みと現状」に示すとおり、前審議会の各答申に示された事業施策について着実に実施されたところであり、排出抑制と再資源化が推進されたことについては一定の評価ができる。同時に、住民においても制度の改正など身近な問題として触れる機会が増えたことにより、住民一人ひとりの意識啓発にもつながったものと考えられる。しかしながら、一般的に高い意識を持続することは困難であるため、今後も積極的に周知啓発に努められたい。

また、町指定可燃ごみ袋の手数料の改定（値上げ）や紙製容器包装の分別収集の導入など、制度の改正に伴う意識啓発が効果的であることは前項でも触れたところであるが、それ以前に、第2期基本計画の期間においても排出抑制と再資源化を着実に推進していくためには、地域資源回収など地域住民から発信される取り組みが益々重要であることから、廃棄物減量等推進員を中心とした地域ぐるみの活動をさらに推進するべく、あらゆる工夫を惜しむことなく検討・実施されることに期待する。

## 資料2 熊取町の概要

### 1. 概況

#### ■位置・地勢

熊取町は大阪都心部から 35 キロメートルの距離に位置し、大阪府の南部・泉南郡にあって、北から東にかけては貝塚市に、北西から南にかけては泉佐野市に囲まれる東西約 4.8 km、南北約 7.8 km、総面積 17.23 km<sup>2</sup>（大阪府の面積の約 0.9%）を有しています。

地勢的には、南部の和泉山脈に連なる山地と北部の沖積層の丘陵地・平坦地とに二分され、河川は、和泉山脈を源として、主に永楽ダムから町の東部を北流する見出川水系と町の中央部を北流する雨山川、和田川、大井出川及び住吉川の佐野川水系に二分されます。



#### ■交通

交通面では、J R 阪和線が町の西端を通っており、他市と連絡する主要な道路は、東西に国道 170 号（大阪外環状線）、南北に府道泉佐野打田線、府道泉佐野熊取線があります。J R 阪和線熊取駅から大阪市内まで約 35 分、関西国際空港まで約 15 分で行くことができます。また、自動車の場合、大阪市内まで阪神高速 4 号湾岸線を利用して約 1 時間、関西国際空港まで約 30 分で行くことができます。

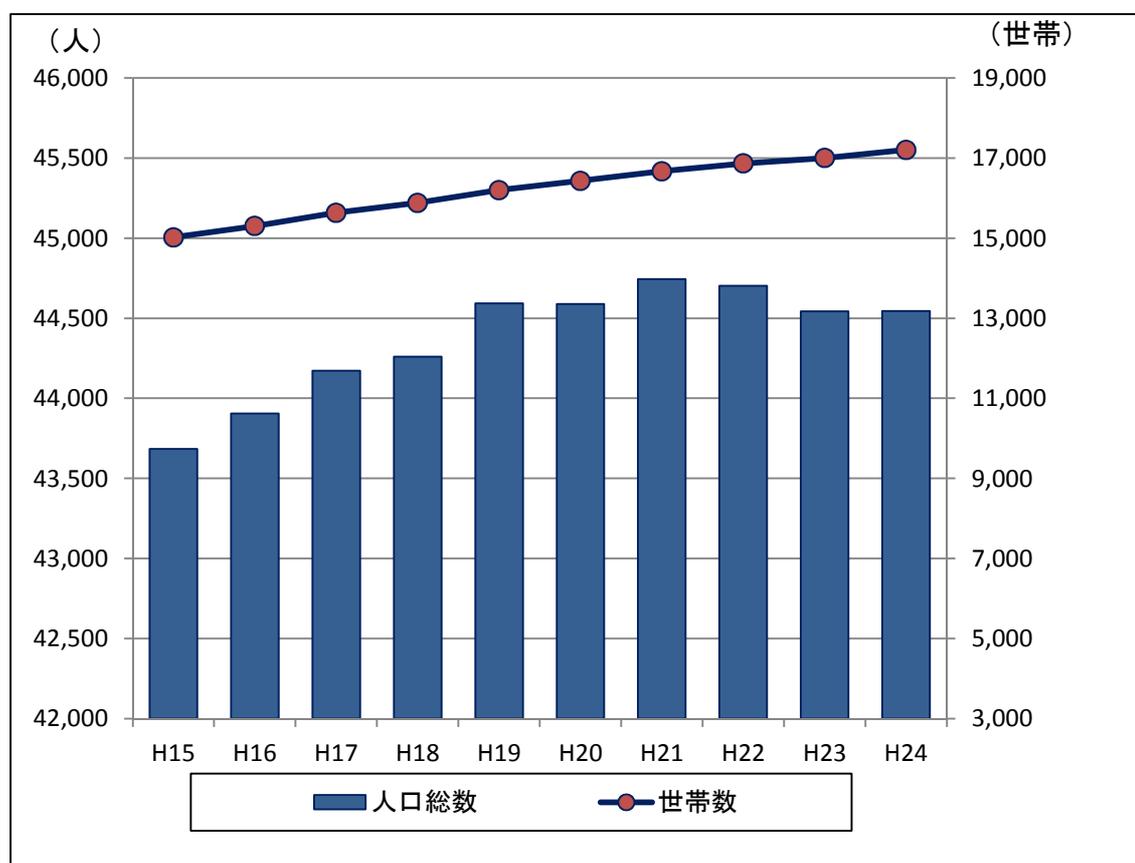
## 2. 人口の動態・分布

### 人口及び世帯数の推移

年度	人口			対前年度人口		世帯数 (世帯)	世帯構成 人員 (人/世帯)
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	増減数 (人)	増減比 (%)		
平成15年度	21,343	22,340	43,683	—	—	15,018	2.91
平成16年度	21,461	22,444	43,905	222	0.51	15,304	2.87
平成17年度	21,602	22,570	44,172	267	0.61	15,635	2.83
平成18年度	21,688	22,571	44,259	87	0.20	15,882	2.79
平成19年度	21,821	22,771	44,592	333	0.75	16,200	2.75
平成20年度	21,760	22,828	44,588	△ 4	△ 0.01	16,432	2.71
平成21年度	21,834	22,911	44,745	157	0.35	16,669	2.68
平成22年度	21,806	22,897	44,703	△ 42	△ 0.09	16,866	2.65
平成23年度	21,684	22,858	44,542	△ 161	△ 0.36	17,001	2.62
平成24年度	21,664	22,880	44,544	2	0.00	17,206	2.59

(各年度3月末日現在)

出典：熊取町人口：世帯数調



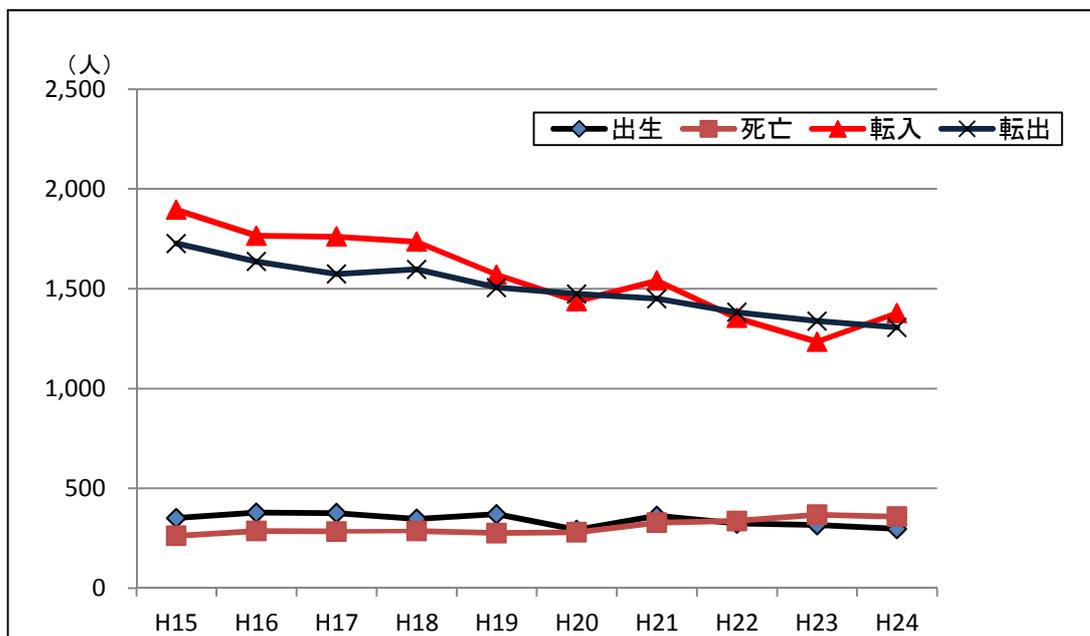
## 人 口 動 態 の 推 移

単位：人

年度	自然動態			社会動態			年間増減人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成15年度	351	262	89	1,895	1,727	168	257
平成16年度	378	286	92	1,765	1,636	129	221
平成17年度	376	284	92	1,761	1,574	187	279
平成18年度	347	286	61	1,735	1,597	138	199
平成19年度	370	276	94	1,570	1,506	64	158
平成20年度	292	280	12	1,437	1,474	△ 37	△ 25
平成21年度	362	328	34	1,540	1,450	90	124
平成22年度	324	337	△ 13	1,353	1,382	△ 29	△ 42
平成23年度	316	368	△ 52	1,234	1,338	△ 104	△ 156
平成24年度	297	358	△ 61	1,378	1,306	72	11

各年度3月末日現在

出典：熊取町統計書（平成24年度版）



## 流 動 人 口 の 推 移

単位：人

年次	総人口	流動人口			昼間人口	昼間人口指数 (%)
		流入	流出	流出超過		
平成2年	38,905	5,536	14,154	8,618	30,287	77.8
7	40,846	6,527	16,340	9,813	31,033	76.0
12	42,897	5,697	16,985	11,288	31,609	73.7
17	44,479	5,882	16,433	10,551	33,928	76.3
22	45,069	6,520	16,391	9,871	35,198	78.1

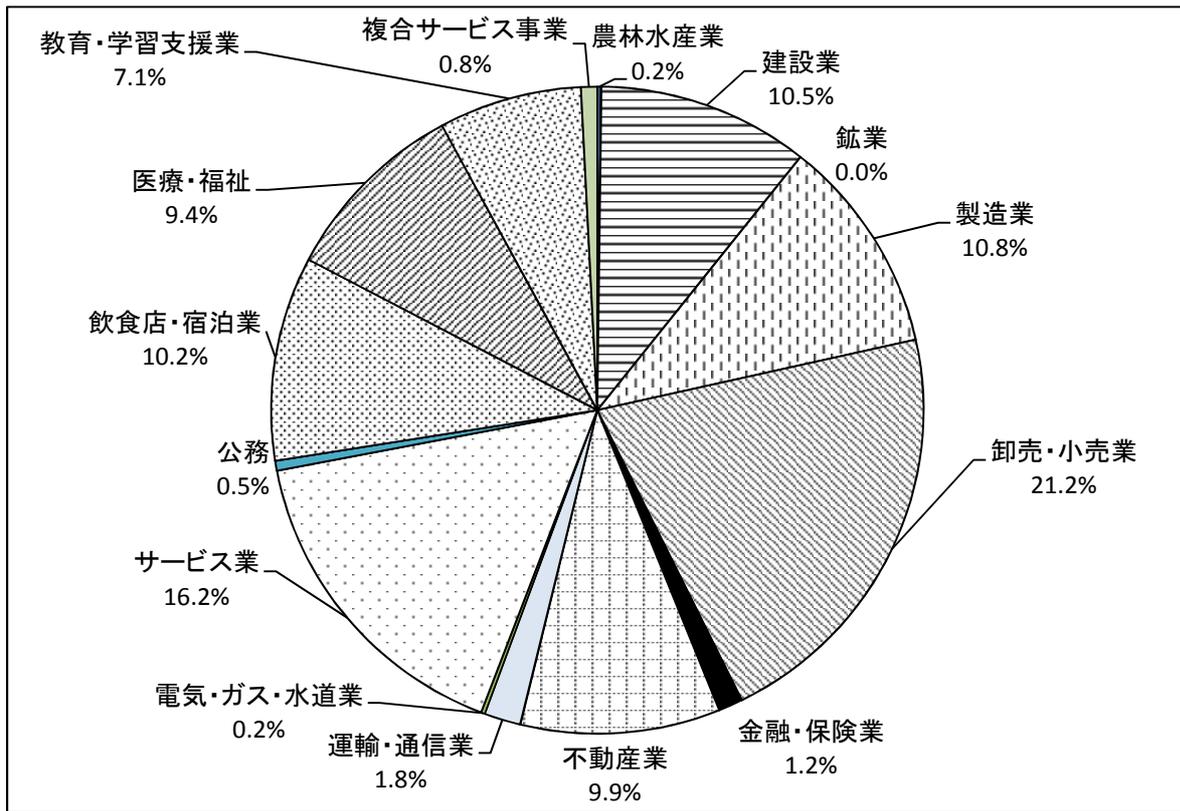
出典：熊取町統計書（平成24年度版）

### 3. 産業構造

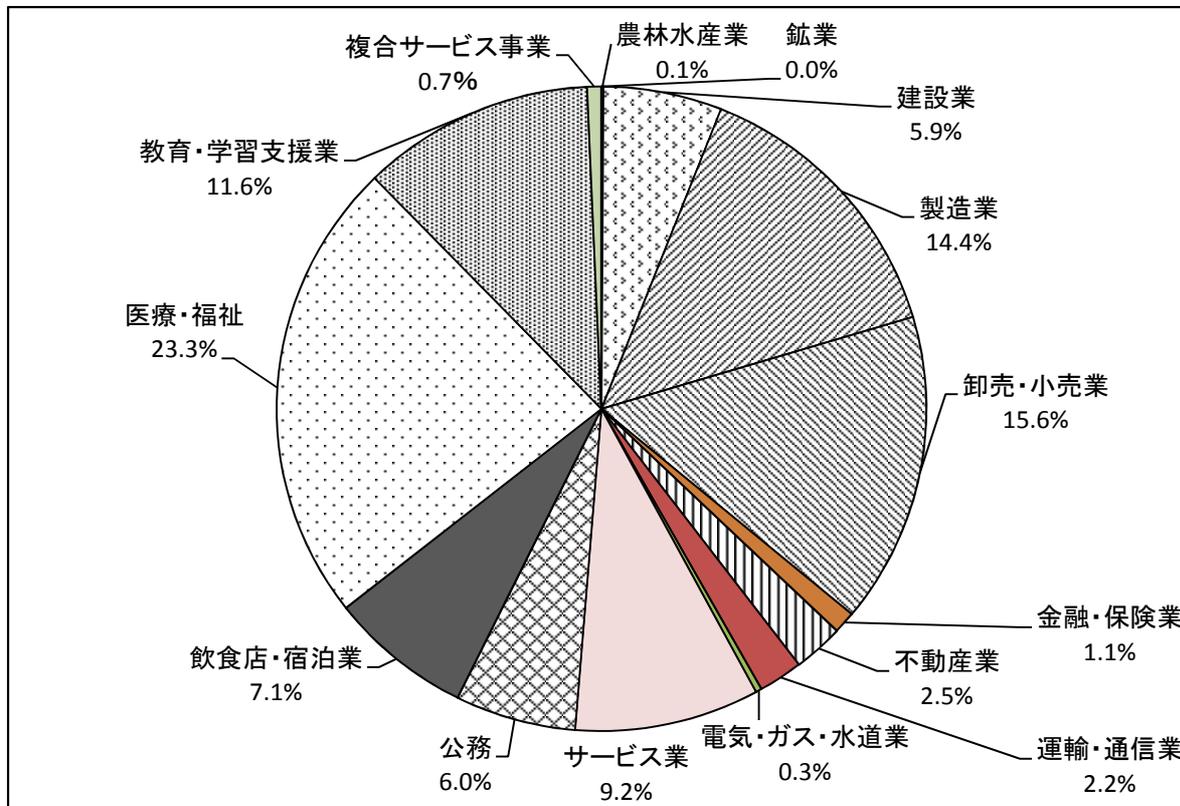
産業（大分類）別事業所数、従事者数

産業別 (大分類)	平成21年			
	事業所数 (箇所)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
総数	1,346	100.0	11,767	100.0
第1次産業	3	0.2	15	0.1
農林水産業	3	0.2	15	0.1
第2次産業	286	21.3	2,383	20.3
鉱業	0	0.0	0	0.0
建設業	141	10.5	689	5.9
製造業	145	10.8	1,694	14.4
第3次産業	1,057	78.5	9,369	79.6
卸売・小売業	286	21.2	1,832	15.6
金融・保険業	16	1.2	128	1.1
不動産業	133	9.9	296	2.5
運輸・通信業	24	1.8	261	2.2
電気・ガス・水道業	3	0.2	30	0.3
サービス業	218	16.2	1,087	9.2
公務	7	0.5	708	6.0
飲食店・宿泊業	137	10.2	836	7.1
医療・福祉	127	9.4	2,747	23.3
教育・学習支援業	95	7.1	1,364	11.6
複合サービス事業	11	0.8	80	0.7

出典：熊取町統計書（平成24年度版）



産業(大分類)別事業所数の割合



産業(大分類)別従業者数の割合

## 土 地 利 用 の 推 移

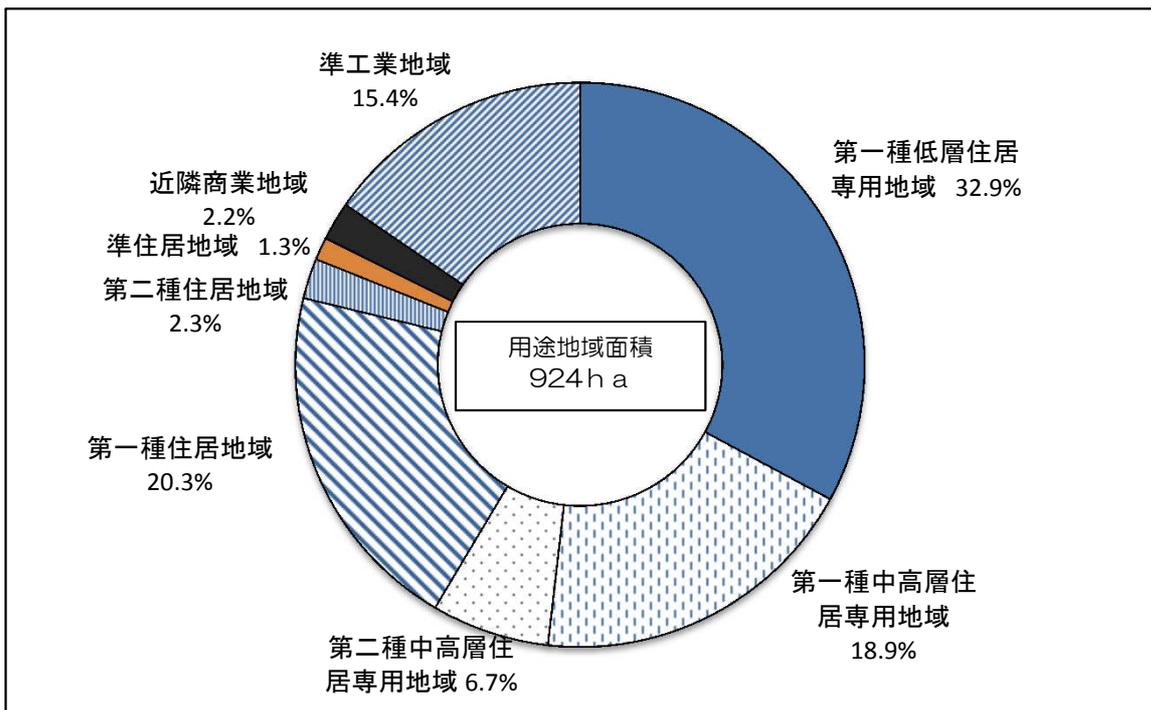
地目		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
田	面積 (㎡)	1,894,833	1,876,703	1,858,813	1,852,404	1,841,210
	割合 (%)	23.2	23.0	22.8	22.8	22.6
畑	面積 (㎡)	270,630	270,226	270,216	269,434	270,022
	割合 (%)	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
宅地	面積 (㎡)	3,793,518	3,805,210	3,818,864	3,844,773	3,856,345
	割合 (%)	46.4	46.7	46.8	47.2	47.3
池沼	面積 (㎡)	938	0	0	0	0
	割合 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
山林	面積 (㎡)	1,570,379	1,574,925	1,574,160	1,562,478	1,554,180
	割合 (%)	19.2	19.3	19.3	19.2	19.1
原野	面積 (㎡)	25,311	34,103	29,319	29,758	29,907
	割合 (%)	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
雑種地	面積 (㎡)	613,679	589,824	601,934	578,004	594,730
	割合 (%)	7.5	7.3	7.4	7.1	7.3
合計	面積 (㎡)	<b>8,169,288</b>	<b>8,150,991</b>	<b>8,153,306</b>	<b>8,136,851</b>	<b>8,146,394</b>
	割合 (%)	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

出典:熊取町統計書(平成24年度版)

都市計画用途地域別面積

区分	面積 (h a)	割合 (%)
都市計画区域	1,723	100.0
市街化区域	924	53.6
市街化調整区域	799	46.4
用途地域	924	100.0
第一種低層住居専用地域	304	32.9
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	175	18.9
第二種中高層住居専用地域	62	6.7
第一種住居地域	188	20.3
第二種住居地域	21	2.3
準住居地域	12	1.3
近隣商業地域	20	2.2
商業地域	—	—
準工業地域	142	15.4
工業地域	—	—
工業専用地域	—	—

出典：熊取町統計書（平成24年度版）



## 資料3 用語の解説

### あ 行

#### ■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和56年に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年3月に設立された団体。

廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っている。

現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の4カ所の処分場がある。

#### ■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。

一般家庭から排出されるごみや事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物の収集・運搬および処分は、市町村に処理責任がある。

#### ■エコショップ

町のエコショップ制度に応募し、登録された店舗。

町は登録した店に「エコショップマーク」ステッカーを配布し、登録された店は店頭に掲示し、簡易包装などごみの減量化・リサイクルを推進し、環境に配慮した取り組みを行うもの。

### か 行

#### ■合併処理浄化槽

し尿だけでなく、台所やお風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。浄化槽法の改正により、平成13年4月1日以降浄化槽を新設する際は、原則「合併処理浄化槽」を設置することが義務付けられた。

#### ■紙製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、おもに紙でできたもの。すでに有価で取引され、独自のリサイクルが進んでいるものは同法の対象から外れるため、段ボールや牛乳パック等（飲料用紙製容器包装）は、「紙製容器包装」には含まない。

具体的には、(1)箱・ケース、(2)カップ型の容器・コップ、(3)皿、(4)袋、(5)(1)～(4)に準ずる構造や形状の容器、(6)容器の栓、ふた、キャップ、そのほかこれに準ずるもの、(7)容器に入った商品を保護したり固定したりするために、容器にくっつけられたり加工が施されており、その容器の一部として使われる容器、(8)商品の包装材でおもに紙製のものの8種類。

#### ■小型家電の資源ごみ分別

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）」が施行された。

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することが期待される。

### さ 行

#### ■最終処分場

再生利用や中間処理による減量化によっても、処理しきれず残ってしまった廃棄物を最終的に埋め立て処分する場所を最終処分場という。

## ■循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

## ■浄化槽

公共もしくは民間、個人が設置する微生物の働きにより汚水をきれいにして放流する装置。下水道や農業集落排水などの整備が困難な地域に設置する。

## ■スクラバ

排ガス中の煙、有害ガスや微小粒子を除去するための工業的除塵装置。

## ■ストックヤード

分別収集された資源ごみを有効利用するために搬出まで一時的に保管する施設。

## た 行

### ■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理で放流するため、浄化槽法の改正により、平成13年4月1日以降、浄化槽の定義から削除され、既に設置されている「単独処理浄化槽」について、「合併処理浄化槽」への転換に努めることとされた。

## な 行

### ■野焼き

平成13年施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとし

て行われる廃棄物の焼却など以外は禁止されている。同法により違反した者は五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。

## は 行

### ■廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）

ごみの減量化・リサイクルを地域ぐるみで推進するため、平成20年7月に設置した。

主な役割としては、町と自治会との連絡役、地域のごみに関する苦情・相談・要望等の町への情報提供、地域の自主的な取り組みの推進などが挙げられる。

各自治会の推薦により町長が委嘱する。任期は2年。

### ■BOD

水質の汚染を示す指標の一つで Biochemical Oxygen Demand の略。水中にある有機物を、好気性微生物が分解するときに消費する溶存酸素の量。mg/l で表す。

### ■PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在する。なかでも、コプラナーPCBと呼ばれるものは毒性が極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされる。



## 第 2 期 熊取町一般廃棄物処理基本計画

発行日：平成 26 年（2014 年）3 月

編集：発行：熊取町住民部環境課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号

TEL:072-452-6097（直通）

FAX:072-452-7103

E-mail:kankyou@town.kumatori.lg.jp